

北栄町納税組合運営費補助金交付要綱

資料 1

平成 18 年 4 月 1 日 訓令第 19 号

改正 平成 19 年 8 月 30 日 訓令第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、合併後の北栄町の地域を対象として、町税の納期内納付の促進、納税知識の普及、納税思想の向上等を自主的に行なうことを目的とする納税組合(以下「組合」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組合の構成)

第 2 条 この要綱において「組合」とは、町税の納税義務者をもって組織され、次に掲げる事業を行うことを目的とするもので、町長が適当と認めたものをいう。

- (1) 町税の納期内納付の促進に関する活動
- (2) 納税意識の高揚のための研修会及び広報活動
- (3) 組合未加入者の加入促進を図る活動

(設立の届出)

第 3 条 組合を設立したときは、組合の代表者(以下「組合長」という。)は、納税組合設立届(様式第 1 号)に組合員名簿を添えて町長に提出するものとする。

(解散の届出)

第 4 条 組合が解散したときは、組合長であった者は、納税組合解散届(様式第 2 号)を速やかに町長に届け出るものとする。

(加入届)

第 5 条 組合に加入しようとする者は、納税組合加入届(様式第 3 号)を組合長を通じて町長に届け出るものとする。

(脱退届)

第 6 条 組合を脱退しようとする者は、納税組合脱退届(様式第 4 号)を組合長を通じて町長に届け出るものとする。

(補助金の交付及交付基準)

第 7 条 町長は、組合に対して一世帯当たり 3,000 円を限度として交付する。ただし、交付額は次項に定める基準によるものとする。

2 組合の組合員が、納期限内に納付した町税(普通徴収に係る個人の町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をいう。)の納付率によるものとする。

- (1) 各納期限内に完納した組合にあっては、基準額の 100%
- (2) 各納期限内に納付すべき額の 100 分の 80 以上を納付した組合にあっては、基準額の 90%
- (3) 各納期限内に納付すべき額の 100 分の 80 を下回る組合にあっては、2,000 円

(世帯数の基準日及び交付の時期)

第 8 条 基準日は、12 月 1 日とし、交付の時期は 12 月とする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 37 号)

この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

納税貯蓄組合法

改正：平成 19 年 6 月 1 日法律 74 号

(目的)

第 1 条 この法律は、納税資金の貯蓄を目的として組織される組合及びその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もって租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織し組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつたその他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

2 この法律において「納税貯蓄組合預金」とは、納税貯蓄組合の組合員が納税資金の貯蓄のため組合を通じてする預金又は貯金で、銀行（日本銀行を除く。）株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下「指定金融機関」という。）に対して預入したものをいう。

3 この法律において「租税」とは、国税及び地方税（地方税にあわせ又は加算して納付し、又は徴収される地方公共団体の徴収金を含む。）をいう。

第 3 条～第 9 条 略

(補助金の交付)

第 10 条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。

3 第 1 項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

(納税貯蓄組合連合会)

第 10 条の 2 第 3 条、第 7 条及び第 9 条の規定は、納税貯蓄組合の連合体（その連合体を含む。）で、会員の指導及び育成に関する事務、会員の行なう事務についての連絡及び調整に関する事務その他納税貯蓄組合の健全な発達を図るため必要な事務を行なうことを目的とし、かつ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たもの（以下「納税貯蓄組合連合会」という。）について準用する。この場合において、第 7 条中「その組合員又は自己以外の組合員」とあるのは、「その間接の構成員たる組合員」と読み替えるものとする。

第 11 条～ 略